

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

重 要 事 項 説 明 書

株式会社 JAWA秋田

街かどケアステーションさらさ

定期巡回・随時対応型訪問介護看護 重要事項説明書

この定期巡回・随時対応型訪問介護看護の重要事項説明書は、利用希望者が定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスを受けるに際し、利用希望者や利用者代理人等に対し、当法人の事業運営規程の概要や定期巡回・随時対応型訪問介護看護サービスの提供方法等、利用希望者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記したものです。

1. 当法人が提供するサービスについての総合窓口

電話番号	0182-23-8441 基本時間：午前8時30分～午後5時30分
管理者	佐藤 弓子（サトウ ユミコ）

※ ご不明の点は何でもお尋ねください。

2. 事業所を運営する当法人の概要

(1) 法人所在地

法人名	株式会社 JAWA秋田
所在地	秋田県横手市駅前町7番17号
代表者	代表取締役 南川 彰宏
電話番号	0182-23-8432
設立年月日	平成30年4月2日

(2) 近隣のグループ事業所

事業所名	さらさ横手
所在地等	横手市駅前町2番35号／0182-36-1339
事業内容	特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホーム）

事業所名	さらさ湯沢
所在地等	湯沢市田町2丁目2番38号／0183-72-0875
事業内容	特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）

事業所名	さらさ大曲
所在地等	大仙市大曲通町12-36／0187-66-1016
事業内容	特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）

事業所名	さらさ秋田駅前
所在地等	秋田市中通四丁目17番15号／018-827-5153
事業内容	特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）

事業所名	さらさ由利本荘
所在地等	由利本荘市谷地町110／0184-74-3082
事業内容	特定施設入居者生活介護（サービス付き高齢者向け住宅）

3. 当定期巡回・随時対応型訪問介護看護の概要

(1) 当事業所の名称・定員等

事業所名	街かどケアステーションさらさ
所在地	秋田県横手市駅前町7番17号
電話番号	0182-23-8441
ホームページアドレス/E-Mail	http://www.jawa-jp.com /b-yokote@jawa-jp.com
介護保険事業所指定番号	横手市 0590300299
サービスの種類	定期巡回・随時対応型訪問介護看護
サービスを提供する通常の地域	横手地域（その他の地域は相談）
当事業所のその他のサービス	サービス付き高齢者向け住宅

(2) 事業所の職員体制

職種	勤務形態
管理者	常勤1名
計画作成責任者	非常勤1名（訪問介護員等・オペレーター・サービス付き高齢者向け住宅職員兼務）
訪問介護員等 （随時訪問職員1名以上 定期巡回職員必要数）	常勤8名（オペレーター兼務） 非常勤3名（計画作成責任者・オペレーター・サービス付き高齢者向け住宅職員兼務）
看護職員	常勤2名・非常勤1名（オペレーター兼務）
オペレーター	常勤1名以上 （計画作成責任者・訪問介護員等・看護師兼務）

年 月 日現在

(3) 営業日及び営業時間

営業日	365日毎日
営業時間	24時間

4. サービスの特徴及びサービス内容

(1) 運営理念について

株式会社JAWA秋田が運営する定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所『街かどケアステーションさらさ』では、運営理念に基づいてサービスを提供します。

街かどケアステーションさらさの運営理念

①ノーマライゼーションの考え方にに基づき、高齢者本人の意思を尊重し、誰もが自立した生活と自己実現が出来る地域福祉の向上を目指す。

* ご利用者は一人ひとり「その人らしさ」を持っておられ、ご本人の意思で強く生き抜いていらっしゃるということを理解し、ご利用者の価値観（幸福観・自立観など）に着目したサービスを行います。

②高齢者の経験と知識に対して、常に尊敬と敬意の念を持って、接すると共に教えていただくという姿勢を忘れない。

* ご利用者はわれわれの人生の先輩、今の社会を作り出した大切な方々との認識のもと、生きてこられたこと自体、また、持っておられる知識や能力は尊いものとして対応します。

③自分がされたいやなことは、決して他人にはしない。

* 何ごとも自分の身に置きかえて考えるとともに、「自分が受けたサービス」を提供していきます。

④一期一会の精神を理解し、その一瞬を大切にす。

* お会いできたことに感謝して、ご利用者の時間の一分一秒を大切にします。

⑤初心を忘れず、常に自分の一人の力ではなく、まわりの協力があって初めて物事が達成されるということも、常に念頭に置いて感謝の気持ちも忘れない。

* われわれは常に謙虚な気持ちで、今ここでご利用者に関わりが持てることに感謝します。

⑥ホスピタリティの精神のもと、思いやりと心からのおもてなしによる洗練されたサービスを提供し、ご利用者が言葉に出されないニーズにもおこたえます。

* 人としての信頼関係を築き、感動と感謝が溢れるサービスを提供します。

(2) サービス内容

①定期巡回サービス

訪問介護員等が定期的に利用者の居宅を巡回して、可能な限り自宅での生活を送ることができるよう、食事・入浴・排泄の介護や日常生活上の援助を行います。

②随時対応（オペレーション）サービス

24時間対応可能な窓口を設置し、利用者の心身の状況や置かれている環境等を把握した上で、随時、利用者または利用者代理人等からの連絡や通報を受け、必要な対応をとります。

③随時訪問サービス

随時対応（オペレーション）サービスにおける連絡や通報に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して必要な対応をとります。なお、通報が複数重なる場合は、内容の緊急性により訪問の優先順位を決め、対応します。

④訪問看護サービス

看護師等が利用者の居宅を訪問して療養上必要な看護または診療の補助を行います。

(3) 介護方針

- ① 事業実施に当たっては、利用者の意志及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ち、利用者が『生活の主体者』となるようサービスに努めます。
- ② 事業所の従業者は、利用者が在宅での生活を継続出来る事と自立支援を念頭に置いて、必要な身体的及び精神的なサービスに努めます。
- ③ 事業所の従業者は、利用者一人ひとりの生活の日課や習慣を大切にし、利用中も継続できるように努めます。また、利用中だからこそ可能になる要望の実現に向けたお手伝いにも努めます。
- ④ 事業所の従業者は、利用者に指示命令しません。
- ⑤ 事業所の従業者は、利用者の社会的孤立感の軽減や社会生活の維持・継続及び利用者代理人の身体的・精神的負担の軽減に対して必要なサービスに努めます。
- ⑥ 事業所の従業者は、ケアプランに基づいて利用者の望む「健康管理」「介護予防」や「認知症状の軽減」等にも努めます。
- ⑦ 事業所の従業者は、利用者の望む介護予防に資するサービスに努めます。
- ⑧ 事業の実施に当たっては、地域との連携・交流を密に図ると共に、関係市町村、居宅介護支援事業所、他の介護事業所等とも連携し、総合的なサービスに努めます。

5. サービスの提供方法

- (1) サービスの提供にあたっては、ケアプランをもとに定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画を作成し、計画に基づき利用者が日常生活を営む上で必要な介護・相談サービスを行います。
- (2) 従業者は、利用者及び利用者代理人等に対し、定期巡回・随時対応型訪問介護看護計画の内容等、サービスの提供方法を説明し、同意を得て交付します。
- (3) サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に行うこととし、適切な介護（相談）技術をもって対応にあたります。
- (4) サービスの提供にあたっては、常に利用者の心身の状態を的確に把握し、適切な介護、相談サービスにあたります。

6. 利用料金等

(1) 毎月の利用料金

	訪問看護	介護度	1ヶ月あたり	通所サービス利用調整 (1日につき)
介護報酬 基本単位	訪問看護サービスを利用しない場合	要介護1	5, 446単位	-62単位
		要介護2	9, 720単位	-111単位
		要介護3	16, 140単位	-184単位
		要介護4	20, 417単位	-233単位
		要介護5	24, 692単位	-281単位
	訪問看護サービスを利用する場合	要介護1	7, 946単位	-91単位
		要介護2	12, 413単位	-141単位
		要介護3	18, 948単位	-216単位
		要介護4	23, 358単位	-266単位
		要介護5	28, 298単位	-322単位
初期加算	入居日から30日間については、1日あたり30単位が加算されます。			

総合 マネジメント 体制強化加算 (I)	利用者の心身の状況の変化に応じ、随時、計画作成責任者、看護師、介護職員その他の関係者が共同して介護計画の見直しを行い、地域の医療機関等に対して当該サービスの具体的な内容について情報提供を行い、日常的に地域住民等の相談に対応する体制を確保している場合に、1ヶ月あたり1,200単位が加算されます。
サービス提供に係る減算	さらさ横手別館スパに入居中の利用者に対して、当該サービスを提供する場合には1ヶ月あたり600単位減算されます。
退院時共同指導加算	退院や退所時において継続した在宅生活を送れるように、初回の訪問看護サービス時において、1回を限度に600単位が加算されます。
緊急時訪問看護加算 (I)	利用者又はその家族等から電話等により看護に関する意見を求められた場合に常時対応出来る体制にあり、緊急時訪問の看護業務の負担の軽減に資する十分な業務管理体制の整備が行われている場合、月325単位が加算されます。
特別管理加算	訪問看護サービスに関し特別な管理を必要とする利用者と厚生労働省が定める状態にある利用者に対して月500単位または月250単位が加算されます。
ターミナルケア加算	在宅で死亡した利用者に対して、死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合、2,500単位が加算されます。
サービス提供体制強化加算 (I)	事業所の全ての従業員に対して研修等を実施しており、介護職員の総数のうち、介護福祉士が60%以上配置している場合に、月に750単位が加算されます。
介護職員処遇改善加算 (I)	総単位数の24.5%が加算されます。

総単位数のうち、利用者の介護保険自己負担分は、ご利用時の介護保険負担割合（1割・2割または3割）に応じて算定します。当事業所外にて短期入所サービスを利用した場合、短期利用サービス日数に応じ、基本報酬から日割減算します。

秋田県横手市の単価は1単位10円となります。

各種の加算につきましては、事業者の運営の状況により算定の有無に変更が生じる場合があります。

(2) 利用料金の支払

当事業所は、利用者及び利用者代理人等に対し、サービス提供月の翌月15日頃に利用料等を記載した明細書・請求書を送付します。毎月の利用料は、サービス提供月の翌月末日に指定金融機関より自動引き落とし致します。（自動お引落の開始までは、申込みから約2ヶ月かかります。開始まではお振込みにてお支払頂きます。）

7. サービスの利用方法及びサービスの終了

(1) 契約期間

契約期間は、要介護認定の有効期間満了日までとします。

(2) サービス利用開始

介護支援専門員を通じて申し込んで下さい。

※介護支援専門員をまだ決めていない等の場合はご相談下さい。

(3) サービスの終了

① 利用者側のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了の文書（解約申込書）でお申し出下さい。

② 当事業所の都合でサービスを終了する場合

人員不足等やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知致します。

③ 自動終了する場合

以下の場合、利用者、事業者の通知がなくても、自動的にサービスを終了します。

- ・ 利用者が介護老人福祉施設等に入居・入院し、自宅に戻り再び利用できない場合。
- ・ 利用者の要介護認定区分が、要支援状態または非該当（自立）と認定された場合。
- ・ 利用者の死亡、又は介護保険の被保険者資格を喪失した場合。

(4) その他のサービスの終了

① 当事業所が、正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に違反した場合、

利用者や利用者代理人等に対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、また当法人が倒産した場合、利用者は即座にサービスを終了する事ができます。

② 利用者又は利用者代理人等が、サービス利用料金の支払いを2ヶ月以上滞納し、料金を払うよう催告したにもかかわらず1ヶ月以上支払われない場合。また、利用者や利用者代理人等が当事業所やサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの不信

行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合があります。

8. 緊急時の対応

サービス提供中に利用者の病状の急変等があった場合、必要に応じて手当を行うとともに、速やかに主治の医師、利用者代理人等、居宅介護支援事業所、救急隊に連絡し適切な処置を行います。

9. 協力医療機関等

協力医療機関等は以下の通りとする。

医療機関名称	所在地	主な診療科目
細谷内科医院	横手市駅前郷二番町8-18	内・循環器科
高橋内科医院	横手市安田ブンナ沢80-45	内・循環器科

10. サービスについての苦情相談

(1) 当事業所の苦情相談窓口

佐藤 弓子 (サトウ ユミコ)	0182-23-8441
-----------------	--------------

(2) その他の苦情相談窓口

秋田県国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地：秋田県秋田市山王四丁目2番3号 電話番号：018-883-1550（平日9：00～17：00）
横手市役所 健康福祉部高齢ふれあい課	所在地：秋田県横手市中央町8番2号 電話番号：0182-35-2134（平日8：30～17：15）
福祉サービス相談支援センター （運営適正化委員会）	所在地：秋田県秋田市旭北栄町1-5 電話番号：018-864-2726（平日9：00～17：00）

11. 第三者評価の有無

第三者評価有無	あり（ ）・なし
---------	----------

12. 合鍵の管理方法及び紛失した場合の対応方法

- (1) サービスの提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、その管理を厳重に行うとともに、管理方法を記載した文書を利用者に交付します。
- (2) 合鍵を紛失した場合は、すみやかに利用者および利用者代理人等、または管理者に連絡をし、必要な措置を講じるものとします。

13. 秘密の保持

- (1) 当事業所は、業務上知り得た利用者及び利用者代理人等の秘密（情報）を、退職後も厳守致します。
- (2) 当事業所は、協力医療機関や関係機関との相談、会議等を開催する場合、利用者の個人情報を用いる場合は、予め利用者又は利用者代理人等に同意を得ることとします。

14. 事故発生時の対応

当事業所が利用者に対して行うサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者代理人等と保険者に連絡するとともに、介護支援専門員等に連絡し、必要な処置を行います。

また、当事業所が利用者に対して提供したサービスにおいて損害賠償をすべき事故が発生した場合には、加入先の損害保険会社と連絡をとり損害賠償を速やかに行います。

15. 地域との連携

当事業所は、事業の運営にあたり、地域住民との連携及び協力、交流を図ることとします。なお、介護と医療の連携を推進し、地域への情報公開等を適切に行うためにおおむね3ヶ月に1回以上介護・医療連携推進会議を行います。

年 月 日

サービスの提供にあたり、利用者及び利用者代理人等に対して、本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

【事業者】

代表者名 : 株式会社 JAWA 秋田

代表取締役 南川 彰宏

事業所名 : 街かどケアステーションさらさ

介護保険事業所指定番号 : 秋田県 0590300299

所在地 : 〒013-0036 秋田県横手市駅前町7番17号

説明者 : 所属 _____
氏名 _____

私は、本書面により、事業所から定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業のサービスについての重要事項の説明を受け、サービスの提供を受けることに同意しました。

年 月 日

【利用者】 住所 : _____

氏名 : _____

【利用者家族代表】 住所 : _____

氏名 : _____